

令和4年度 施設拠点別事業計画

社会福祉法人山口県社会福祉事業団

華の浦施設拠点 事業計画

当事業団の基本目標である「選ばれる施設づくり」及び「地域とともに歩む施設づくり」を推進するため、はなのうら・華の浦における令和4年度の事業計画を定め、当該計画に基づき、適切な運営を図るとともに、法人理念である利用者の立場にたった「その人らしさを大切に」に沿ったサービスを提供します。

I 選ばれる施設づくり

利用児・者や地域のニーズが高度化、多様化する中、はなのうら・華の浦の特性を活かし、ニーズに沿った質の高いサービスを提供することにより、利用児・者、家族、地域社会から、信頼され選ばれる施設づくりを推進します。

◎ 施設等運営の基本的考え方

1 令和4年度の運営方針

《施設サービス》

- 県内唯一の児・者併設施設として、肢体不自由を中心とする利用児・者が、その有する能力や適性に応じて、できる限り自立した生活を営むことができるよう支援します。
- 利用児・者の人権や意思を尊重し、エンパワメントの考え方方に立って、満足度の向上を目指した質の高いサービスを提供するとともに、安心・安全の確保に努めます。

《在宅サービス》

- 短期入所
市町や相談支援事業所と情報共有や連携を図りながら、在宅の障害児・者のニーズを把握し、できる限り居宅に近い環境の中で、質の高いサービスの提供に努めます。
- 生活介護
市町や相談支援事業所と情報共有や連携を図りながら、在宅の障害児・者のニーズを把握し、その人らしい日中生活・活動支援ができるように、専門性の高いサービスの提供に努めます。
- 相談支援事業
在宅の障害児・者のニーズにきめ細かく対応し、各種サービスの有効活用を促進し、支援内容の充実を図ります。
- こども通所支援
 - 利用児のニーズに応じた時間延長による支援を継続実施するとともに、スヌーズレン活動を充実し、地域住民に定期的に開放することによりその周知に努めます。
 - こども発達支援部会などで、学校や他事業所など利用児の関係機関と統一した療育の実施に向けて情報交換を行います。

2 重点事業の推進に向けた具体的な取組

(1) 事業のあり方についての検討

ア 令和4年度の取組目標

取組事項	目 標		備 考
	中期経営計画の最終目標	今年度の目標	
相談支援事業の収支の見直し・職員の適正配置の検討	令和5年度までに職員が適正に配置され、収支が改善	人件費等の収支のバランスを図りながら、相談支援事業を実施	

イ 目標達成のための具体的な取組

人件費等の収支のバランスを図りながら、相談支援事業を実施

(2) 選ばれる施設づくりに向けた重点的取組

ア 令和4年度の取組目標

取組事項	目 標		備 考
	中期経営計画の最終目標	今年度の目標	
短期入所・生活介護への受入れの充実	令和5年度から、胃瘻等の医療的ケアが必要な障害児・者の受入れを開始	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所の空状況の情報を提供（ホームページの内容充実・刷新） ・認定特定行為業務従事者の育成(研修受講1名) ・受入体制の検討 	
こども通所支援事業所での家族・学校等との統一した支援	令和5年度から、家庭や学校、他事業所などと連携し統一した療育を実施	市こども発達支援部会の場を活用し、こども通所支援事業所の利用児の情報の共有と検討内容を反映させた統一的な療育を段階的に提供	

イ 目標達成のための具体的な取組

① 短期入所・生活介護への受入れ

- ・短期入所の空状況の情報を提供するため、ホームページへの掲載と市内の相談支援専門員への情報提供
- ・認定特定行為業務従事者育成のため、喀痰吸引等の研修を受講（1名）
- ・短期入所や生活介護が必要な障害児・者についての情報収集と受入れに必要な人員配置などの体制について情報交換（月1回 在宅サービス情報会議）

② こども通所支援事業所での家族・学校等との統一した支援

- ・防府市こども発達部会での情報交換

3 中期資金計画への対応（令和4年度の取組）

(1) 収益の確保

- 稼働率の向上に向けて、生活介護の魅力が増大するよう各職員が努力します。

- はなのうらの安定した稼働率を継続させるため、県内支援学校を始め市役所等にチラシを設置し、利用児の確保を図ります。

(2) 支出の削減

- 光熱水費の多くを占める空調について、職員一人ひとりが空調の方式を理解して、適切な温度の設定や機器ユニット毎の運転の状況に気を配るとともに、光熱費の支出状況の職員への周知を図ります。
- ペーパーレスによる会議等の推進、カラー印刷の最小限の使用や両面印刷の徹底などに取り組みます。

◎ 利用児・者に対する基本姿勢等

1 利用児・者に対する基本姿勢

利用児・者に対するサービス提供の基本姿勢として次の取組を行います。

取組項目	取り組むに当たっての目標
利用児・者の自己決定と選択の尊重	
重	<p>アセスメント内容・方法の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用児・者一人ひとりの「生きがい、心地よさ、暮らし方」を重視したアセスメントの実施 ・当該アセスメントを踏まえた、利用児・者等のニーズに即した個別支援計画書等の作成と当該計画に基づくサービスの提供 ・利用児・者の個別性（心身の状況、年齢、趣味・特技、生活歴等）に対する十分な理解
重	<p>利用児・者の意思決定支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常に利用児・者の立場に立った、その意思や自己決定を尊重することを基本とするサービスの提供 ・国のガイドラインに沿った、意思決定支援体制の整備 ・利用児・者とのコミュニケーションの確保と、主体的な活動や日常生活の自立に向けた支援
重	<p>基本的人権への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的人権を尊重したサービスの提供 ・入浴・排泄ケアなど様々な場面でのプライバシー保護の徹底 ・「地域福祉権利擁護事業（※）」や成年後見制度の啓発と必要に応じた相談や調整等 <p>※ 市町社会福祉協議会で実施する「福祉サービス利用援助」、「日常的金銭管理サービス」、「書類等預かりサービス」等をいう。</p>
重	<p>身体拘束の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「身体拘束の適正化」に向けた取組の推進 ・生命保護・安全確保上など緊急やむを得ない場合のみ、必要最小限の拘束
重	<p>虐待防止の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止に必要な体制整備を構築 ・職員に対する関係法令や「虐待防止マニュアル」の内容の周知と遵守徹底 ・事業団職員作成の虐待防止 DVD の活用
利用児・者等が意見を述べやすい体制の確保	
	<p>利用児・者・家族からの意見・要望への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用児・者懇談会（にじの会・華会）、家族会（保護者説明会）等、日常のサービス提供を通じた、利用児・者や家族からの意見・

	<p>要望の積極的な聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見や要望の内容を関係職員間で共有し、所要の改善を図るなどの迅速な対応 ・対応結果の利用児・者や家族へのフィードバック ・家族や関係者等に対する誠意ある丁寧な接遇
苦情解決の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・利用児・者、家族、地域住民等からの苦情解決に向けた迅速かつ的確な対応 ・苦情受付から解決・改善までの経過や結果の記録 ・記録を通じた職員間での情報共有とサービス向上に向けた取組の推進



目標達成のための具体的な取組（主なもの）

○ アセスメント内容・方法の見直し

「生きがい、心地よさ、暮らし方」の考え方方に沿ったアセスメント内容の見直しの検討（個別支援検討会 利用児・者1人につき年2回開催）

○ 利用児・者の意思決定支援

- ・意思決定責任者を人権委員より各エリア（者・児童・こども通所）につき1名ずつ決定し、意思決定支援会議を年3回開催（5月・12月・3月）
- ・決定結果の支援計画等への反映 1名を対象

○ 身体拘束の適正化

- ・個別支援検討会を身体拘束対象利用者1人につき年2回開催
- ・虐待防止委員会において、身体拘束に関する検討を年3回（+臨時）実施（5月・12月・3月・臨時）
- ・身体拘束対象利用者の拘束時間の軽減
→ 身体拘束の適正化に向けた個別対応マニュアルの作成（3名）

○ 虐待防止の推進

- ・虐待防止研修の開催（8月・1月 外部講師 未定）
- ・虐待防止マニュアルの見直し
- ・職員対象に実施した虐待防止アンケート（令和3年度の集計結果をもとにしたミニ研修（ユニット会議内）の実施

2 サービスの質の向上

サービスの質を確保し、その向上を図るために、以下の取組を進めます。

取組項目	取り組むに当たっての目標
サービスの質の向上	
重 医療的ケア体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアが必要な利用児・者に対する支援の強化 ・認定特定行為業務従事者の育成等
重 強度行動障害支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害を有する利用児・者に対する支援の強化 ・強度行動障害支援者養成研修の受講促進
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・利用児・者一人ひとりの健康管理や栄養管理、感染症予防の徹底

	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な疾病予防対策への取組 嘱託医や医療機関等との連携による疾病等の早期発見・早期治療
食事サービス	<ul style="list-style-type: none"> 栄養ケアマネジメントによる適切な食事サービスの提供 地産・地消の推進と安全で季節感のある食事の提供
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> 心身の状況に応じた機能訓練計画の策定と適切な機能訓練の実施
看取り介護（ターミナルケア）	<ul style="list-style-type: none"> 「施設で最期を迎えたい」という利用者や家族の思いを尊重 利用者や家族の意向に沿ったきめ細かい心のこもったケア 協力病院や嘱託医との連携の下、各職種が連携・協力したケアの提供
生活環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> 必要な設備の整備や模様替え等、可能な限り快適な環境の確保
新たなプログラムの研究・導入	<ul style="list-style-type: none"> 利用児・者のニーズの変化や将来予測される新たなニーズへの対応 既存のサービスプログラム（ケア、支援、療育等）の改善 全国的な研究や実践の動向も踏まえた新たなプログラムの研究やその導入
利用児・者満足度の向上	
「利用児・者満足度調査」の実施	<ul style="list-style-type: none"> 利用児・者満足度調査のサービスごとの実施と結果公表 全職員の結果の共有と意見・要望を踏まえたサービスの改善 調査票や実施方法等の必要に応じた見直し
サービスの評価	
自己評価の実施	<ul style="list-style-type: none"> 華の浦及びはなのうらで、定期的に自己評価を実施 必要に応じた評価項目等の見直し
第三者評価の取組	<ul style="list-style-type: none"> サービス評価の客觀性を保つ上で、3年に1回福祉サービス第三者評価を受審 受審結果を踏まえたサービス改善の取組
サービスの適切な実施のための取組	
各種業務マニュアルの充実	<ul style="list-style-type: none"> 策定済みの各種マニュアルを関連制度の改正、利用児・者の状況の変化等に応じて改正 必要に応じて、新たなマニュアルの策定
サービス関連情報の共有化	<ul style="list-style-type: none"> 各種計画（個別支援計画等）やサービスの実施記録等の作成に「支援ソフト（絆）」を活用 絆に蓄積された情報を職員が共有することにより、サービスの均質化や質を向上



目標達成のための具体的な取組（主なもの）

○ 医療的ケア体制の充実

- 認定特定行為業務従事者育成に向けた研修（痰の吸引等）の受講 1人

- 強度行動障害支援体制の充実
 - ・強度行動障害支援者養成研修（基礎）の受講 3人
- 健康管理
 - ・衛生委員会の開催による職員の安全意識等の向上 毎月1回実施
 - ・嘱託医による検診（月1回）
 - ・神経・精神科医、歯科医による訪問診療（月1回）
 - ・健康診断（血液検査等）の実施
- 食事サービス
 - ・栄養ケア見直しのための検討会を個別支援検討会に合わせて開催
 - ・嗜好調査の実施 年1回（毎年2月）
 - ・バイキング献立の実施 毎月1回実施
 - ・温冷配膳車による適温の食事提供
- 看取り
 - ・看取り介護のための研修開催 ・・・・・9月に実施
- 満足度調査（児・者） ・・・8月（華まつり）に実施
- 自己評価
 - ・前回のB評価のA評価への改善に向け、サービス向上委員会を中心とした検討会の開催等
- マニュアルの充実
 - ・各委員会における各種業務マニュアルの内容の適宜見直し

3 利用児・者の安全確保とリスク対策

利用児・者の安全の確保と様々なリスクに適切に対応するため、以下の取組を進めます。

取組項目	取り組むに当たっての目標
利用児・者の安全確保	
リスクマネジメントの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・常にリスクマネジメントの観点に立った、各種マニュアルに基づく適切な対応
介護事故等の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒヤリハット事例について、SHELLモデル（※）を活用した要因分析 ・要因分析を踏まえたリスク軽減の措置 <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">※ SHELLとは何の略? S : Software (ソフトウェア) H : Hardware (ハードウェア)、 E : Environment (環境) L : Liveware (当事者以外の人) L : Liveware (当事者)</p>
感染症等の予防及び発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策委員会の開催 ・発生動向等に関する情報収集と必要な予防対策の実施 ・感染症の発生時における関係行政機関の指導や嘱託医の指示等を踏まえた適切な蔓延防止対策の実施 ・感染症対応マニュアルや事業継続計画（BCP）の見直し
食品の安全確保、衛生管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全に関する情報を平素から収集 ・食材の購入時における取引業者への安全確認の要請と検収時の産地や賞味期限等のチェックの徹底

	<ul style="list-style-type: none"> ・大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいた、食材、調理室、調理従事者（委託業者と連携）の衛生管理の徹底 ・食中毒や感染症の予防対策の徹底
施設・設備の点検及び修繕等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内外のリスクの高い箇所の定期的な点検 ・腐食劣化等が懸念される設備や多用される設備等の日常点検の徹底 ・点検の結果、建物や設備等に異常を発見した場合には、速やかな修繕等
危機管理	
災害（火災、自然災害）等に係る対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・消防計画及び防災マニュアルに沿った体制整備や訓練等の実施 ・消防計画及び防災マニュアルの見直し（隨時） ・事業継続計画（BCP）に基づく備蓄等の平常時の措置と計画の見直し ・防府地区における相互応援協定の締結 ・災害時の「事業団施設間相互支援実施要領」に基づく対応
不審者対応の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・「不審者対応マニュアル」に基づく訓練等の実施 ・当該マニュアルの見直し ・防犯カメラの有効活用 ・不審者情報を察知した場合の職員間の情報共有や警察署等と連携した的確な対応



目標達成のための具体的な取組（主なもの）

- 介護事故等の防止
 - ・事故の検証とリスク管理の実施
目標：事故件数（重大事故や通院を要する事故）一割削減（対前年度）
- 感染症等の予防及び発生時の対応
 - ・研修（感染予防について）年1回
 - ・保健委員会の開催 年3回実施（感染症対策委員会の開催 随時）
- 災害（火災、自然災害）等に係る対策の充実
 - ・訓練 2月 総合訓練
8月 水害想定避難訓練（施設、在宅サービスを含む）
 - ・備蓄品の確認と確保 9月に実施 等
- 不審者対応の徹底
 - ・警察署の講師による不審者対応訓練の実施

II 地域とともに歩む施設づくり

地域との連携を深めていくため、「ともに歩む」視点を大切にし、地域における様々な福祉課題、生活課題に主体的に関わるなど、施設にとっても、地域にとっても有益となる取組を推進します。

1 地域共生社会の実現に向けた役割発揮

(1) 地域における公益的な取組

社会福祉法人の責務である地域における公益的な取組として、次の取組を進めます。

- 独居高齢者への配食サービス（月1回10食）の実施
華の浦の手作り弁当を安価な価格で提供し、民生委員が配食することで、独居高齢者の心身の健康維持の一助とします。
- 地域の民生委員への介護教室（年1回）
華の浦及びはなのうらの職員が講師となり、地域の民生委員を対象にした介護教室を開催します。
介護教室で学んだことを日常生活で役立てたり、地域住民に広めることで地域福祉の向上に寄与します。

(2) セーフティネット機能の発揮

取組項目	取り組むに当たっての目標
セーフティネット機能の発揮	<ul style="list-style-type: none">・障害児・者の緊急・困難ケースを一時保護やショートステイ等で受入れる等のセーフティネット機能の発揮
災害時要配慮者に対する支援	<ul style="list-style-type: none">・市から指定されている非常災害時における災害時要配慮者の避難所（福祉避難所）としての受入体制の検討・利用児・者の処遇を考慮した、災害時要配慮者の可能な限りの受入れ



目標達成のための具体的な取組（主なもの）

- セーフティネット機能の発揮
児童相談所や相談支援事業所などの関係機関と連携を図り、ショートの居室を活用して、一時保護児童や緊急の短期利用者を積極的に受け入れます。
- 災害時要配慮者に対する支援
 - ・防府市と既に福祉避難所協定を締結していることから、市や他法人と情報交換し、受入体制を整えます。
 - ・災害時要配慮者の受入要請があった場合は、可能な限り受け入れていきます。

(3) その他の取組

取組項目	取り組むに当たっての目標
関係機関・団体等とのネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関や他の社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会などの関係機関や団体と緊密な連携を図ることによりネットワークを構築
ニーズの変化に対応した在宅サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 障害児・者等のニーズを把握し、ニーズの変化に対応できるよう 在宅サービスの拡充を図る。 入浴支援のニーズに対応した生活介護への受入れ



目標達成のための具体的な取組（主なもの）

○ ニーズの変化に対応した在宅サービスの充実

- 障害児・者やその家族、事業者、学校、相談支援事業所などと情報交換しながら、福祉サービス等利用計画書を作成し、それぞれのニーズに合った在宅サービスが受けられるよう努めます。
- 入浴支援が必要な在宅の障害者を生活介護で受け入れます。

目標：1名

2 地域交流の推進

地域との相互交流機会を拡大するため、次の取組を進めます。

取組項目	取り組むに当たっての目標
地域との相互交流機会の拡大	
地域住民の施設拠点の行事等への受入れと地域の行事・イベントへの参加	<ul style="list-style-type: none"> 地域の人々の施設拠点の行事等への積極的な受入れ 地域社会の一員として地域での行事やイベント等に積極的に参画 利用児・者や施設職員による地域でのボランティア活動への積極的な参加
ボランティアの計画的な受入れ	<ul style="list-style-type: none"> 多様な媒体（広報誌やSNS等）を活用した新規ボランティアの募集 防府市社会福祉協議会のボランティアコーディネーターとの連携、実習生や地域の民生委員などへの働きかけによる新規ボランティアの受入れ
施設・設備等の開放	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民等からの要請に応じた地域交流室や会議室、設備、備品等の貸出（本来のサービスの提供に支障のない範囲） 地域で開催される福祉や介護に関する講習会、研修会等への専門職員の派遣 地域の人々の、施設の行事やボランティア活動への積極的な受入れ



目標達成のための具体的な取組（主なもの）

○ 施設行事等への受入

華の浦が8月に行う「華まつり」には、地域の小学校の吹奏楽部に演奏を依頼し、交流を深めます。また、クリスマス会やロータリークラブとの交流においては、地域住民・団体や学生などのボランティアも受け入れていきます。

地域住民の参加目標：30人

○ 地域の行事やイベントへの参加

10月の新田地区社会福祉協議会主催の新田地区文化祭などに、利用児・者と職員が参加します。

○ 新規ボランティアの受入れ

地域の民生委員を対象にした介護教室を実施し、施設拠点のボランティアを呼びかけます。

○ 施設・設備等の開放

- ・華の浦の地域交流室や会議室の貸し出しについては、ホームページや華の浦の広報誌を利用してPRしながら対応していきます。
- ・小学校の福祉体験学習に職員を派遣します。
- ・スヌーズレンについての勉強会の開催など、こども通所支援事業所の一般開放の方法を検討していきます。